

中国 新化学物質環境管理登記の移行措置のお知らせ

中国 生態環境部は、2021年1月1日より施行される「新化学物質環境管理登記弁法（生態環境部令第12号）」への移行措置を公告しました（2020年10月27日）。2020年内に形式審査を通過し受理された案件は、引き続き2021年6月30日まで現行法で審査が継続されることになりました。移行措置の概要は以下の通りです。

一、現行法（7号令）で常規登記した物質の12号令移行規定

(一)環境リスク抑制措置の実施

登記証所持者と加工使用者は、登記証の規定に基づいて環境リスク抑制措置をとる

(二)情報伝達報告及び記録の保存

登記証所持者は、情報伝達、資料記録及び保存、初回活動報告及び新しい危害性情報報告を行う。重点環境管理危険類新化学物質は、年度報告を提出する。

(三)登記証の抹消申請

登記証所持者は、登記証の抹消を申請できる。

(四)新用途登記規定

重点環境管理危険類新化学物質は、新用途環境管理登記を継続実施し、「中国現有化学物質名録」に収載される際には、許可用途が明記される。

(五)登記証変更規定

登記証収載の情報を変更する場合、登記証所持者は12号令に従い再申請する。下記いずれかの該当する場合、登記証所持者は登記証の変更を申請することができる。

1. 登記量の減少
2. 活動類型を「生産」から「輸入」へ変更または「生産」から「生産と輸入」へ変更
3. 化学名称またはCAS番号などの識別情報の変更
4. 申請人または代理人の変更

二、現行法（7号令）で簡易登記した物質の12号令移行規定

(一)情報報告と記録の保存

登記証所持者は、資料の記録、保存及び新しい危害性情報報告を行う。

(二)登記証の抹消申請

登記証所持者は登記証の抹消を申請できる。

(三)プロセスおよび製品開発研究用途の簡易登記の有効期間は初回活動開始日から2年。

(四)登記証変更規定

登記証収載の情報を変更する場合、登記証所持者は 12 号令に従い備案または登記を再申請する。下記いずれかに該当する場合、登記証所持者は登記証の変更を申請することができる。

1. 変更後の登記量が年間 1 トン未満のもの
2. プロセスおよび製品開発研究用途の登記で、変更後登記量が<10t かつ登記証が有効期間内
3. 新規モノマー2%未満のポリマー又は低懸念ポリマー

三、登記証の抹消

7 号令で新化学物質環境管理登記証を取得した新化学物質は、登記証を抹消ことができる。

四、12 号令発効前後の審査

12 号令発効前に受理された申請について、12 号令発効後も引続き 2021 年 6 月 30 日まで、7 号令に従い審査処理することができる。2021 年 6 月 30 日までに登記証を取得することができない場合は、12 号令に従う。

以上

移行措置を踏まえた申請取り進めのご相談、ご不明な点がございましたら、下記お問い合わせ先までお気軽にご相談ください。

■お問い合わせ先（環境リスク評価センター）

〒101-8517 東京都千代田区内神田一丁目13番4号

TEL：営業グループ 03-5577-0809 / 登録支援グループ 03-5577-0702

E-mail：LSIM-AKK-CHEM@nm.medience.co.jp